

六ヶ所村訓令第7号

六ヶ所村交際費の支出及び公表に関する基準を次のように定める。

平成25年2月26日

六ヶ所村長 古川 健 治

六ヶ所村交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、六ヶ所村（以下「村」という。）を代表して村長（代理による出席を指名された者を含む。以下「村長等」という。）が、村政の円滑な運営を図るため村を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるとともに、交際費に係る公表基準を定めることにより、適正な事務執行と透明性の確保に資するものとする。

(責務)

第2条 交際費は、村政の伸展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限度の額を支出しなければならない。

(支出区分等)

第3条 交際費の支出区分及び範囲等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝儀等 祝金、祝花又は祝酒を原則とし、別表第1に定めるところにより、村長等が出席する場合に限り支出する。
- (2) 弔慰金等 弔慰金（香典を含む。）及び供花を原則とし、別表第2に定めるところにより、村長等が出席する場合に限り支出する。
- (3) 見舞金 病気、災害及び事故等への見舞いに係る経費とし、発生の状況及び程度に応じて、その都度決定する。
- (4) 会費等 懇親会又は懇談会等に係る会費又は参加費並びに酒等とし、会費又は参加費については、別表第3に定め

る額の限度内により、村長が出席する場合に限りその実費相当額を支出する。

(5) 餞別 国際交流の一環として海外から村へ来られた者（外国語指導助手、国際交流員等を含む。）の帰国、本村を代表して全国大会等に出席される者に対して別表第4に定める額を限度として支出する。

(6) その他 次に掲げる経費については、その実費を支出する。

ア 外部との公の意見交換、折衝等に必要な土産代

イ 県外の郷土会等の総会に参加するときの土産代

(7) 前各号の規定にかかわらず、交際上特に必要があると村長が認める場合は、別途協議の上支出することができるものとする。

(基準の見直し)

第4条 この訓令は、その支出内容や金額が、常に社会通念に沿うとともに、村民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分に配慮し、適正な執行のために適宜見直し行うものとする。

(公表)

第5条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる支出区分

(2) 支出年月日

(3) 支出金額

(4) 支出先等

2 前項に規定する公表は、村長交際費執行状況（別記様式）により、原則として毎月15日までに、前月分の状況について村ホームページに掲載することとする。

3 交際費の公表に当たっては、六ヶ所村個人情報保護条例（平成15年条例第28号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行日前に支出決定した交際費については、この訓令による支出とみなす。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

(1) 祝儀等

支出範囲	支出金額	適用
1 記念式典・記念行事・スポーツ活動・地域イベントなどに対するお祝い	会費相当額又は 20,000 円以内	
2 顕彰又は表彰に伴う式典、開業・出版・竣工・除幕式などに対するお祝い	会費相当額又は 5,000 円以内	
3 叙勲、褒章及びその他の栄典を受章するお祝い(ただし、親授式又は伝達式に出席する場合に限る)	課長職の旅費支給相当額	同伴者がいる場合は、同伴者も対象とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

(2) 弔慰金等

支出範囲			弔慰		適用
			香典	花輪・生花	
村長、副村長、教育長	現職	本人	10,000 円	○	
		配偶者	10,000 円	○	
		親族	10,000 円	○	
	元職	本人	10,000 円	○	
村議会議員・青森県議会議員・青森県選	現職	本人	10,000 円	○	

出国会議員		配偶者	10,000円	△	
		親族	5,000円	△	
	元職	本人	10,000円	△	
各種委員等（農業委員会委員、教育委員会委員（教育長を除く）、監査委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価委員会委員、人権擁護委員、消防委員会委員）	現職	本人	5,000円	○	
		配偶者	5,000円	△	
		親族	5,000円	△	
	元職	本人	5,000円	△	
他市町村長及び他副市町村長、一部事務組合議会議員、その他関係機関の職員で、村長が特に必要と認めた者	現職	本人	10,000円	○	
		配偶者	10,000円	△	
		親族	10,000円	△	
	元職	本人	10,000円	△	
行政から委嘱を受けた委員等で、村長が必要と認めた者	現職	本人	5,000円	△	
職員	現職	本人	10,000円	○	
		配偶者	10,000円	○	
		親族	5,000円	○	
	元職	本人	5,000円	○	

非常勤職員、期限付 臨時職員	現職	本人	5,000円	○	
村民		本人	5,000円	△	

注1 親族とは、配偶者を除く一親等血族及び一親等姻族をいう。

注2 職員とは、六ヶ所村職員定数条例（昭和38年条例第15号）、職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号）及び六ヶ所村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成20年条例第1号）に規定する職員とする。

注3 各種委員等とは、地方自治法第180条の5の委員のほか、その委嘱に際し議会の意見等が必要な委員とする。

注4 花輪・生花の欄の「△」は村長が必要と認めた場合とする。

別表第3（第3条関係）

（3）会費等

支出範囲	支出金額	適用
1 会費を必要とする会議・会合・研修会等及び飲食を伴う場合の参加費	会費相当額又は5,000円以内	
2 村政運営上有益な活動をしている各種団体等の構成員となった際の会費	会費額	

別表第4（第3条関係）

（4）餞別

支出範囲	支出金額	適用
国際交流の一環として海外から村へ来られた者（外国語指導助手、国際交流員等を含む。）の帰国、本村を代表して全国大会等に出席される者に対する餞別	20,000円以内	